

令和6年度近現代建造物基礎講習会実施要領

1 趣 旨

近現代建造物の重要文化財保存修理を予定し、または既に実施している文化財所有者・管理者と、それに係わる専門の技術者等に対して、必要な専門的事項について講習を行い、近現代の文化財修理の諸問題に的確に対応できるように関係者等の資質の向上を期し、もって近現代の文化財の円滑な保存活用を図る。

2 主催者

文化庁

3 期 間

令和6年11月6日（水）～11月8日（金）（3日間）

4 研修内容・会場等

別紙1の研修内容について、下記の会場で行う。（別紙1、別紙2参照）

- 11月6日（水） 文化庁京都庁舎プロジェクター会議室を予定
- 11月7日（木） 文化庁京都庁舎プロジェクター会議室を予定
- 11月8日（金） 京都市庁舎、文化庁京都庁舎プロジェクター会議室を予定

5 受講者

以下の1) または2) に該当し、かつ、文化庁が適当と認めた者とする。

- 1) 近現代の重要文化財の保存修理事業を予定または実施している事業者・管理者。
- 2) 近現代の重要文化財の保存修理に従事し、主任技術者と連携する組織設計事務所、建設コンサルタント、施工者等で、建築または土木に関する専門知識を有する者。

6 受講申込み

- (1) 申し込みは、別紙3-1または別紙3-2の書式により9月6日(金)までに、文化庁文化資源活用課近現代建造物部門宛てにメール (shigen@mext.go.jp) にて提出すること。
- (2) 文化庁が受講者を決定し、9月下旬に各都道府県教育委員会文化財主管課を通じて受講者に通知する。

7 修了証書

全科目を受講した者には、修了証書を授与する。

8 参加費用等

- (1) 受講者の旅費、滞在費等は受講者が負担する。
- (2) 講習会開催に要する経費は主催者が負担する。
- (3) 講習会参加上の注意事項等については、受講者に通知する。

(問い合わせ先) 〒602-8959

京都府京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番4
文化庁文化資源活用課 近現代建造物部門
shigen@mext.go.jp (担当：北河、鈴木)
TEL：075-451-4111 (内線：9693)